

遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価 に関する評価指針検討について

食品安全委員会及び調査会が作成した遺伝子組換え食品等の評価基準等

- ① ・ 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（2004年1月）
 - ・ 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（2004年1月）
 - 宿主の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の安全性評価について（2017年12月遺伝子組換え食品等専門調査会決定）
 - 遺伝子組換え植物の安全性評価における系統の考え方について（2018年4月遺伝子組換え食品等専門調査会決定）
 - 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（《遺伝子組換え植物の掛け合わせについて》（1）a）の「当面の間」の解釈（2019年11月遺伝子組換え食品等専門調査会決定）
- ② ・ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（2004年3月）
 - 【附則】 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（2009年4月）
 - ・ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（2018年10月）
- ③ ・ 遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（2008年6月）
- ④ ・ 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（2004年5月）
 - 遺伝子組換え食品等専門調査会における除草剤耐性型遺伝子組換え飼料の残留農薬検討のあり方（申し合わせ事項）（2005年12月遺伝子組換え食品等専門調査会決定）
- ⑤ - ゲノム編集技術応用食品の安全性評価における留意事項（2019年5月遺伝子組換え食品等専門調査会決定）
 - ゲノム編集技術応用食品（魚類）の安全性評価における留意事項（2021年11月遺伝子組換え食品等専門調査会決定）

遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価案の改正

令和4年度の実施内容

1. 既存の評価基準を統合し、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」とする
2. 国際基準との整合
3. 新たな解析技術への対応（次世代シーケンスの追加）
4. 重複項目の削除や構成の見直し



指針最終案とりまとめ

令和5年度に引き続き検討

- ・ 評価実績を踏まえた技術的文書（仮称）の作成（評価指針を技術的に補完することを目的として、各評価項目について、個別品目の評価の中で整理してきた基本的な考え方や技術的な基準等を文書化する。本文書は、専門調査会決定とし、新たな知見等を踏まえ、追加・更新を可能なものとする。）

【技術的文書（仮称）案作成の起草委員】

安達専門委員、小野道之専門委員、佐々木専門委員、藤原専門委員、山川専門委員、児玉専門参考人、手島専門参考人

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価案の改正

令和4年度の実施内容

1. 名称を「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」とする
2. 新たな解析技術への対応（次世代シーケンスの追加）
3. 重複項目の削除や構成・記載箇所の見直し（消化性試験の記載箇所を検討）

【改正案の起草委員】中島座長、安達専門委員、小野竜一専門委員、五十君専門参考人、杉本専門参考人、手島専門参考人

上記3. について反映した指針案を作成。評価の原則及び基本的な考え方を含め、引き続き改正内容の検討を行う。

令和5年度引き続き検討

- ・評価実績を踏まえた技術的文書（仮称）の作成
- ・高度に精製された添加物の不純物に関する考え方（厚労省の届出制度における不純物の扱いと一体的な検討が必要）

技術的文書（仮称）案作成の起草委員は、改正案の起草委員が引き続き担当する